

○酒田市登録商標「んめちゃ」使用の承諾に関する要綱

平成17年11月1日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の農産物と他産地の農産物との差別化を図ることを目的とした登録商標「んめちゃ」（登録第4371515号。以下「商標」という。）の使用の承諾に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承諾)

第2条 市長は、第4条第1項各号に適合すると認められる次の者に対し、商標使用を承諾するものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業者
- (2) 前号の農業者をもって組織される農業生産団体

2 前項の承諾は、同項に規定するものが生産する別表に掲げる農産物の品目ごとに行うものとする。

(承諾の申出)

第3条 商標使用の承諾を得ようとする者（以下「承諾申出者」という。）は、商標使用承諾申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 栽培計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 出荷計画（実績）書（様式第3号）
- (3) 栽培農地届出書（様式第4号）

(承諾の基準)

第4条 市長は、前条第1項の申出書の提出があったときは、次に適合するかどうかを審査して、これを承諾するものとする。

- (1) 承諾の申出があった農産物（以下「承諾申出農産物」という。）に係る栽培及び出荷計画が合理的であり、その実施が確実なものであること。
- (2) 承諾申出農産物に係る安定した栽培技術を有するものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他産地との差別化に貢献すると認められる承諾申出農産物であること。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めたときは、農業関係機関の意見を聴くものとする。

(不承諾の事由)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、商標使用の承諾をしないものとする。

- (1) 前条第1項各号の承諾の基準に適合しないと認められるもの
- (2) 第10条の規定により承諾を取り消されたもの
- (3) 農業生産団体であって、その構成員のうちに前号の規定に該当する者がいるもの

(承諾の条件)

第6条 市長は、商標使用の承諾をするときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 承諾した農産物（以下「承諾農産物」という。）を販売するときは、当該販売物にシンボルマーク（別図）、生産者の住所、氏名及び連絡先を表示すること。
- (2) 承諾農産物の栽培及び出荷について適正な管理をすること。
- (3) 承諾農産物の購入者からの問合せに対し、誠実かつ良心的な対応をすること。
- (4) 承諾農産物の栽培及び出荷記録を作成し、及び保管をすること。
- (5) 承諾農産物の購入者からの苦情については、速やかに市長に対し報告すること。
- (6) 毎年3月末までに実績報告をすること。
- (7) 前各号の条件に反したと市長が認めたときは、承諾を取り消すこと。

(承諾の有効期間)

第7条 市長が商標使用を承諾する期間は、1年とする。ただし、これにより難い正当な理由があると市長が認めるときは、2年を超えない期間で定める期間とする。

(承諾書の交付)

第8条 第2条第1項の承諾は、商標使用承諾書(様式第5号)の交付をもって行うものとする。

(不承諾の通知)

第9条 市長は、第5条の規定により承諾をしないときは、承諾申出者に対し承諾しない理由を付して、商標使用不承諾通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(承諾の取消し等)

第10条 市長は、商標使用者が第6条の承諾の条件に反していると認めたときは、承諾を取り消し、又は期間を定めて改善を求めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月11日告示第454号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日告示第93号)

この告示は、令和3年3月10日から施行する。

別表 (第2条関係)

商標法施行規則 (昭和53年通商産業省令第13号) 別表

第31類	1	あわ きび ごま そば (穀物) とうもろこし (穀物) ひえ 麦 粃 米 もろこし
	2	うるしの実 麦芽 ホップ 未加工のコルク やしの葉
	3	食用魚介類 (生きているものに限る。)
		赤貝 あさり あわび いか いわし えび かき かに こい ざりが に すずき すっぽん たい たこ はまぐり ムール貝
	4	海藻類
		あおさ 昆布 てんぐさ のり ひじき わかめ
	5	獣類、魚類 (食用のものを除く。)、鳥類及び昆虫類 (生きているもの に限る。)
	6	蚕種 種繭 種卵
	7	飼料
		魚かす 合成飼料 米ぬか 混合飼料 しょうゆかす 大豆油かす でん 粉かす 肉粉 配合飼料 ペットフード
	8	釣り用餌
		生き餌
	9	果実
		アーモンド いちご オレンジ かき カシュウナッツ くりくるみ コ ーラナッツ ココナッツ すいか なし バナナびわ ぶどう ヘーゼル ナッツ 松の実 みかん メロン 桃 りんご レモン
10	野菜	
	枝豆 かぼちゃ キャベツ きゅうり ごぼう さつまいも さやいんげ	

	ん さんしょう しいたけ しそ じゃがいも しょうが ぜんまい だいこん たけのこ 茶の葉 とうがらし とうもろこし (野菜) トマト なす にんじん ねぎ はくさい パセリ ふき ほうれんそう まつたけ もやし レタス わさび わらび
11	糖料作物
	砂糖きび てんさい
12	種子類
	園芸用球根 園芸用種子 採油用種子類 種菌 農産用球根 農産用種子
13	木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木 花 牧草 盆栽
14	生花の花輪
15	飼料用たんぱく

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

商 標 使 用 承 諾 申 出 書

酒田市長 宛

申出者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

このことについて、酒田市登録商標「んめちや」使用の承諾に関する要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申出します。

1 商標使用対象農産物

品 目	
-----	--

2 商標使用方法

シ ー ル	
印 刷	
そ の 他	

3 商標使用開始希望日

年 月 日より

4 添付書類

栽培計画書(様式第2号)

出荷計画書(様式第3号)

栽培農地届出書(様式第4号)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

栽培計画(実績)書

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

作物名		品 種	
播 種 日		定 植 日	
栽培面積		栽培距離	うね間 株間
雑草対策	マルチ	中耕	手取り その他()

施肥計画(実績)(10a当たり) (土壌改良剤も含む。)

	施肥資材	含有成分量%	現物施用量kg	成分量 N-P-K kg
基 肥				
追 肥				

病虫害防除計画(実績)(10a当たり) (時期・薬剤名のみでもよい。)

おおよその散布時期	使 用 薬 剤	散 布 量	備 考

特記事項

--

様式第3号(第3条関係)

年 出 荷 計 画 (実 績) 書

作物及び品種	出荷時期 月 日から 月 日まで	形 態 別 出 荷 量						出荷量計 注)1	出 荷 先 (団体等名・住所) 注)2
		フレコン	バラ kg	束 kg	箱 kg	袋 kg	その他		
合 計									

注)1 箱数・袋数等及び総重量を記入すること。

2 申請の際、出荷先が未定の場合は空欄にする。

様式第4号(第3条関係)

栽培農地届出書

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

申請に係る農地をすべて記入してください。

農地番号	地番	面積	申請農地の過去3年間の管理状況												
			堆肥の使用量(10aあたり)			除草剤の使用						土壌消毒剤の使用			
			前年	2年前	3年前	前年	2年前	3年前	前年	2年前	3年前				
			t	t	t	使用	なし	使用	なし	使用	なし	使用	なし		
①															
②															
③															
④															
⑤															
⑥															
⑦															
⑧															
⑨															
⑩															
備考				この欄は○を記入すること											

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

商 標 使 用 承 諾 書

住 所 _____
氏 名 _____ 様
(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

酒田市長 国

年 月 日付けで商標使用承諾申出のあったことについて、酒田市登録商標「んめちゃ」使用の承諾に関する要綱第8条の規定に基づき、承諾します。

1 商標使用承諾の農産物

品 目	

2 商標使用の有効期間

年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------

3 商標使用承諾の条件

- (1) 承諾した農産物を販売するときは、当該販売物にシンボルマーク、生産者の住所、氏名及び連絡先を表示すること。
- (2) 承諾農産物の栽培及び出荷について適正な管理をすること。
- (3) 承諾農産物の購入者からの問合せに対し誠実かつ良心的な対応をすること。
- (4) 承諾農産物の栽培及び出荷記録を作成し、及び保管をすること。
- (5) 承諾農産物の購入者からの苦情については、速やかに市長に対し報告すること。
- (6) 毎年3月末までに実績報告をすること。
- (7) 上記の条件に反したと市長が認めたときは、承諾を取り消すことができること。

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

商標使用不承諾通知書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

酒田市長 印

年 月 日付けで商標使用承諾申出のあったことについて、承諾しないので、酒田市登録商標「んめちゃ」使用の承諾に関する要綱第9条の規定に基づき、通知します。

1 商標使用不承諾の理由

2 その他

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)